

平成 26 年 5 月 21 日策定
平成 30 年 6 月 1 日改定
令和 8 年 7 月 31 日改定
富士市立田子浦小学校
いじめ対策委員会

学校いじめ防止基本方針(富士市立田子浦小学校)

『前文』 基本方針の策定にあたって

いじめは、絶対に許されない行為です。しかし、どの児童にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての児童に向けた対応が求められます。いじめられた児童は心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの児童が、そのことに気付いたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になるほど、状況は深刻さを増し、対応は難しくなります。そのため、早期対応することが最も重要です。

学校は、児童が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供すること、そして、主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという、自己有用感を育んでいかなければなりません。

いじめが発見された場合には、第一にいじめられた児童、あるいは保護者の思いを受け止め、同じ立場に立って寄り添う事が大切です。そして、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が協力し、いじめられた児童への支援はもちろんのこと、いじめた児童や周りの児童への指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取り組みを確認し、速やかに対応していくことが求められています。

また、状況に応じては、警察や児童相談所、医療機関、教育委員会などの関係機関等と連携することも必要です。

1 いじめの定義(いじめ防止対策推進法第 2 条)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止の基本理念及び、対策のための組織

(1) 基本理念

いじめがすべての児童に関係する問題であることを踏まえ、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。

いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、連携していじめの問題を克服する。

(2) いじめ防止対策委員会(以下、委員会)

構成員：校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任 学年主任 養護教諭

※年6回 偶数月の職員会議の中で実施。

(3) 拡大いじめ防止対策委員会(以下、拡大委員会)

構成員：いじめ防止対策委員 + 事案発生学年部

PTA会長・副会長、SC、SSW、

富士警察署サポートセンター、青少年相談所、学校教育課等

3 いじめの未然防止に向けた取組

(1) 人権教育の推進

①人権教育年間指導計画の作成(学級経営、道徳教育、各教科、特別活動等)

・静岡県版SEL(ソーシャル・エモーショナル・ラーニング)を参考にする。

②i-checkまたは静岡県版SEL(ソーシャル・エモーショナル・ラーニング)の実施・活用指導

・5年生は、市一斉に実施するi-checkを活用、指導する。

・全学年で、静岡県版SEL(ソーシャル・エモーショナル・ラーニング)を、学活の時間に、実施、指導する。(年4回)

・児童の自主的活動の場を設定する。

③いろいろな場面で、仲間の良い点を称え認め合う等の活動を設ける。

④偶数月の職員会議の中で、児童の様子を共有し、児童が安心して学校生活を送ることができるように手立てを考える。

⑤おおそてつの目標に向けて、学年で取り組む。

お…大きな優しさ思いやり

お…思い切ってチャレンジ

そ…そうじは静かに

て…天まで届けよう あいさつを

つ…続けよう 気持ちの良い学校生活

(2) 保護者や地域への啓発

①保護者の「教育相談」の時間を年間で計画する。

・必要に応じていつでも受け付ける。

・スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの来校年間計画を知らせる。

②PTA役員会での報告

・定期的に行われるPTA理事会、部会の場で、児童の現状を知らせる。

③地域ボランティアとの連携

・登下校時や、休日等の各町内での児童の様子で、気になる言動について連絡をしていただけるような連携体制をつくる。

・学校便り「大そてつ」に善行を連絡していただきたい旨を掲載し、地域ぐるみで

児童を育成していく手立てを取る。

- ・田子浦地区の各種団体長会議等に、学校代表として校長や教頭等が参加する際に、同上の依頼をして、地域ぐるみで児童を育成していく手立てを取る。

(3) いじめに関する教職員の研修

- ・静岡県教育委員会発行の「静岡県版SEL（ソーシャル・エモーショナル・ラーニング）」を活用した校内研修を行い、人権感覚を磨く。
- ・人権教育の研修会を行ったり積極的に参加したりする。

4 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケートの実施（卒業後3年間保存）

- ・年3回実施(6月・10月・2月)
- ・実施後集計し、集計結果を基に、委員会で対策を検討する。

(2) 担任による教育相談の実施

- ・アンケート結果に基づき、全児童に対して面談を行う。
- ・いじめの疑いがある場合には、より詳しく聞き取り調査を行い、学年主任、生徒指導主任、管理職に報告する。
- ・すべての案件で丁寧に聞き取りを行い、記録を残す。

(3) 相談しやすい環境づくり

- ・日常の生活の中で教職員が声掛けを行うなど、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・相談の際は、相談者の気持ちに寄り添い丁寧な聞き取りを心掛ける。
- ・学校だよりや各月の行事予定表にSCやSSWの訪問日を記載するなど、SCとSSWの存在を児童や保護者に積極的に周知する。

(4) いじめに対する措置（組織対応のフローチャートより）

① 発見

- ・いじめの情報または、いじめの疑いがある場合や、いじめにつながる可能性があるという情報を受けた場合は、直ちに学年主任、生徒指導主任、管理職に連絡する。

② 情報収集・事実確認

- ・委員会を立ち上げ、管理職の指示のもと、該当学年が中心となり、組織的ないじめ対応の方策（目的、優先順位、担当者、期日等）を決定する。
- ・複数で情報を聞き取り、客観的事実を収集する。
- ・事実関係を把握し、調査する。事実を整理していく。

③ 方針の決定

- ・指導方針を決定し、指導体制を確立する。

④ 対応、経過観察、解消

- ・いじめ解消に向けての指導・支援を行う。
- ・事態解消の判断は、被害児童がいじめの解消を自覚し、関係児童との関係が良好になっていることである。

(5) 児童への聞き取り

- ・事実関係を確認するための聴き取りを行う。複数の児童が関係している場合には、個別に同じ時間に聴き取りを行う。
- ・不満や不安を受け止め、じっくり、聴く中で、いじめられた側の気持ちを理解させるとともに、「いじめは人として決して許されない行為」であることをじっくりと理解させていく。
- ・児童が抱える問題など、いじめに至る心理的な背景にも目を向けながら、粘り強い支援・指導を行う。
- ・その日のうちに保護者にも連絡することを伝えるとともに、状況によって、保護者に直接引き渡すような対応をする。
- ・指導後も、引き続き状況の確認を行い、必要な支援を行う。場合によっては、ケース会議を開催し、支援方法等を検討していく。

(6) いじめ防止等のための年間計画

時期	活動内容
4 月	職員会議（学校いじめ防止基本方針についての確認） 児童に学校いじめ防止基本方針について説明
5 月	保護者面談① 静岡版SELの実施①
6 月	友達アンケート ① 教育相談① 学校運営協議会①
7 月	職員会議（児童の様子との共有） 校内研修（SCの講演） 学校運営協議会②
9 月	職員会議（児童の様子との共有） 保護者面談② 静岡版SELの実施② 学校運営協議会③
10 月	友達アンケート② 教育相談②
11 月	静岡版SELの実施③
12 月	職員会議（児童の様子との共有） 学校運営協議会④
1 月	静岡版SELの実施④
2 月	職員会議（児童の様子との共有） 友達アンケート③ 教育相談③ 学校運営協議会⑤
3 月	学校いじめ防止基本方針の見直しと次年度の計画立案

5 ネット上、他のいじめへの対応

(1) ネット上のいじめとは

スマートフォン・携帯電話、ゲーム機、タブレットやパソコン等を利用して、特定の児童生徒の悪口や誹謗中傷等を Web サイトの掲示板などに書き込む、メールを送る、SNS等（無料通話アプリ等）に書き込む、動画共有サイトに投稿するなどの方法により、いじめを行うもの。また、SNS上で特定の子に対し、その子の発言だけを無視したり、その子にとって不快な写真や動画をグループで共有したり、その子以外とグループを作り悪口を言ったり、その子を突然グループから外したりすること。

(2) 未然防止

- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童に深刻な影響（デジタルタトゥーとして消えない）を与えることを認識する。
- ・児童が利用するスマートフォンや携帯電話等には、保護者がフィルタリングを活用して、制限を加え、情報を選択できるようにすることを保護者に伝える。
- ・児童の発達段階や日常生活に見合ったスマートフォン・携帯電話やタブレット等の使い方について、児童が納得できるルールを保護者が児童と一緒に決め、ルールが守れなかったときの対応も話し合うことを学校だよりや長期休業のお便りで行う。
- ・授業で情報活用能力の指導を行う。

(3) 早期発見・早期対応

いじめの早期発見・早期対応と同様に対応する。

- ・アンケートの実施（年 3 回）
- ・実施後集計し、集計結果を基に、委員会で対策を検討する。
- ・担任による教育相談を実施する。
- ・いじめの疑いがある場合には、より詳しく聞き取り調査を行い、学年主任、生徒指導主任、管理職に報告する。
- ・すべての案件で丁寧に聞き取りを行い、記録を残す。

6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の要因が満たされていなければならない。

- ・いじめに対する行為が止んでいる。

被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続している。

- ・被害児童が心身の苦痛を感じていない。

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる。

・被害児童本人及びその保護者に対して心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認できている。

※学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

・生命心身財産重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号）

いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・不登校重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号）

いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

〔調査〕

重大事態が発生した場合には富士市教育委員会（以下「市教委」）に報告し、市教委の指示に従い調査を行う。調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査する。調査結果は、市教委が市長へ報告すると共に、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた児童及びその保護者に提供する。

(2) 各対応

いじめ重大事態への対応は、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日：文部科学大臣決定、最終改訂：平成29年3月14日）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月：文部科学省）に基づき、学校、教育委員会が連携して行う。

